

町内業者の皆さん、忘れずにご提出ください —入札参加資格申請書の受付のお知らせ—

平成19・20年度の建設工事、コンサルタント、物品等の入札への参加資格申請書を次のとおり受付します。

受付期間●平成19年1月10日(水)～3月31日(土) ※平日のみ

受付時間●午前8時30分～午後5時15分

申請様式●中央公契連統一様式または秋田県様式を準用してください。町様式(物品等)が必要な方は総務課(六郷庁舎)に備え付けてあります。また、町のホームページからもダウンロードできます。

その他●提出書類の作成は、次のとおりお願いします。

- ・法人は、A4版ファイルに綴り込むこと(綴り込みは一覧の番号順)
- ・表紙と背表紙に社名を明記すること
- ・色指定はなし
- ・提出は郵送可
- ・郵送により受領書が必要な方は、返信手段を同封のこと

提出先●〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字上町21 美郷町役場総務課

※あて先は「美郷町長 松田知己」でお願いします。

平成19・20年度指名競争入札に係る参加資格審査申請書提出要項

建設工事関係		コンサルタント関係		物品等	
① 建設工事入札参加資格審査申請書	① 建設工事入札参加資格審査申請書	① 入札参加資格審査申請書 ※1			
② 経営事項審査(総合評定値)結果通知書の写し	② 測量等実績調書(直前2年)	② 営業実績調書			
③ 工事経歴書(直前2年)	③ 営業所一覧表	③ 営業所一覧表			
④ 営業所一覧表	④ 技術者経歴書及び技術職員人数	④ 代理店・特約店一覧			
⑤ 技術職員名簿及び技術職員人数	⑤ 営業に必要な許可証明書の写し	⑤ 営業に必要な許認可または登録証明書の写し			
⑥ 建設業退職金共済事業加入・履行証明	⑥ 納税証明書(市町村税・消費税) ※本社等の写し可	⑥ 納税証明書(市町村税・消費税) ※本社等の写し可			
⑦ 健康保険・厚生年金保険料納入証明書	⑦ 使用印鑑届	⑦ 使用印鑑届			
⑧ 建設業許可証明書の写し	⑧ 印鑑証明書の写し	⑧ 印鑑証明書の写し			
⑨ 納税証明書(市町村税・消費税) ※本社等の写し可	⑨ 商業登記簿謄本の写し	⑨ 商業登記簿謄本の写し			
⑩ 使用印鑑届	⑩ 委任状(代表権のある支店等に委任する場合)	⑩ 取扱メーカー・商品一覧(参考資料)			
⑪ 印鑑証明書の写し		⑪ 委任状(代表権のある支店等に委任する場合)			
⑫ 商業登記簿謄本の写し					
⑬ 委任状(代表権のある支店等に委任する場合)					

書式は中央公契連統一様式または秋田県様式を準用いたしますが、任意様式でもかまいません。

※1 物品等の申請書は美郷町様式も用意してあります。

●添付を要する納税証明(全業種共通)

区分	税目	提出年度	証明書請求先
法人	法人税	直前1年分	税務署
	消費税及び地方消費税	直前1年分	
	法人都道府県民税	直前1年分	都道府県税事務所
	法人事業税		都道府県税事務所
	法人町村民税		都道府県税事務所
個人	固定資産税	平成18年度分(納期到来分)	市区町村
	市町村民税	平成18年度分(納期到来分)	市区町村
	都道府県民税		
	固定資産税 国民健康保険税	平成18年度分(納期到来分)	市区町村

未納税額(滞納)がない証明でも可

※提出書類は各1通

提出日において有効なISO9000シリーズあるいはISO14001を取得している場合は、その証明となる写しを添付してください。

※美郷町内に主たる事業所を置く小規模事業者の、平成19年度小規模修繕契約希望者の登録受付は2月からとなっていますので、詳細については後ほどお知らせします。



役場(六郷庁舎)総務課 管財班 ☎0187-84-1111(内線1248)

E-mail soumu@town.misato.akita.jp

戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます

この特別給付金は、戦傷病者を永年介護されてきた奥様のご労苦に対し、国として慰^{いしや}藉を行うことを目的として、戦傷病者の奥様に支給するものです。

平成18年の法改正により、継続対象者、移行対象者及び新規対象者の請求受付が本年10月1日から開始されております。

●「第十八回特別給付金」または「第二十回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の場合、次のいずれかの制度の対象となります。

※上記の国債を時効により失権した場合でも、各制度の対象となります。

・「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の継続支給

戦傷病者の方が、平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

【額面100万円から60万円(軽症者の方は2分の1額)、10年の国債】

・「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の特例支給

戦傷病者の方が、平成8年10月1日(又は平成5年4月1日)以降平成15年3月31日までの間に、一般の怪我や病気で死亡(平病死)された場合に、その妻に支給します。

【額面5万円、5年の国債】

・「戦没者等の妻に対する特別給付金」の支給

戦傷病者の方が、平成8年10月1日(又は平成5年4月1日)以降平成15年3月31日までの間に、公務傷病や勤務関連傷病で死亡された場合に、その妻に支給します。

【額面200万円から60万円、10年の国債】

●新たに戦傷病者の妻となられた場合

平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

上記の期間内に、戦傷病者としてこれらの年金を受けている方と婚姻をした妻に支給します。

【額面30万円(軽症者の方は15万円)、10年の国債】

●受付期間は平成21年9月30日までです。

継続対象者・移行対象者へは別途通知手続きが済んでおりますが、転入・婚姻等により当町で初めて請求される方は、居住地を管轄する市役所・町村役場が窓口となりますので当課へお問い合わせください。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187-84-4907(内線2163、2164)

年末年始及び冬期間の家庭ごみの収集について

●年末・年始の休業について

12月30日(土)から翌年1月3日(水)まで休業日となります。

※年末年始は家庭ごみの量が増加します。分別収集・資源収集にご協力いただくとともに、決められた収集日・時間にお出してください。

●古紙類(新聞・雑誌・段ボール等)の収集について

古紙類は冬季間(1月~3月)は収集しません。

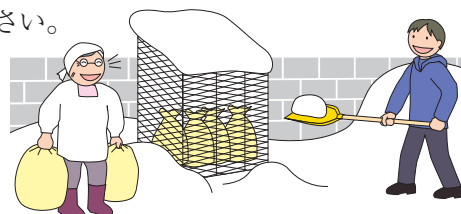
※古紙収集専用ステーションも同様です。

※4月から収集を開始します。

●ごみ集積所の除雪にご協力願います

※冬期間は、積雪により道路幅が狭くなったり見通しが悪くなったりして、ごみを出す方や収集業者が交通事故等の危険な状態になることが考えられます。

安全な搬出や収集作業ができるよう、ごみ集積所周辺の除雪にご協力をお願いします。



役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903